## 警察法の一部を改正する法律

(平成一六年四月一日法律第二五号)

一、提案理由(平成一六年三月一七日・衆議院内閣委員会)

小野国務大臣 ただいま議題となりました警察法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、国の治安責任の明確化を図るため、国家公安委員会の所掌事務に犯罪の取り締まりのための情報技術の解析に関する事務等を追加するほか、警察運営の効率化を図るため、警察庁の組織について刑事局に組織犯罪対策部を、警備局に外事情報部を設置する等の改正を行うとともに、皇宮護衛官の職務に関する規定その他所要の規定を整備することをその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、国の治安責任の明確化に関する規定の整備についてであります。

その一は、国の重大な利益を著しく害するおそれのある爆発物の所持を国家公安委員会がつかさどる国の公安に係る警察運営の対象とするとともに、国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、または害するおそれのある広域組織犯罪その他の事案に対処するための警察の態勢に関すること並びに国際刑事警察機構、外国の警察行政機関その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関することを国家公安委員会がつかさどる事務に加えるものであります。

その二は、犯罪の取り締まりのための情報技術の解析に関することを国家公安委員会が統括する事務に加えるものであります。

第二は、警察庁の組織に関する規定の整備についてであります。

その一は、警察庁刑事局に新たに組織犯罪対策部を設置し、その所掌事務を定めるとともに、同局暴力団対策部を廃止するものであります。

その二は、警察庁警備局に新たに外事情報部を設置し、その所掌事務を定めるとともに、長官官房国際部を廃止するものであります。

その三は、警察庁情報通信局、管区警察局、東京都警察通信部及び北海道警察通信部 の所掌事務等を改めるものであります。

その他、皇宮護衛官の職務の執行について警察官職務執行法による質問、犯罪の制止等に関する規定を準用する等所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は、一部を除き、公布の日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(平成一六年三月二三日)

山本公一君 ただいま議題となりました警察法の一部を改正する法律案につきまして、 内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国の治安責任の明確化を図るため、国家公安委員会の所掌事務に犯罪の取り

締まりのための情報技術の解析に関する事務等を追加するほか、警察運営の効率化を図るため、警察庁の組織について刑事局に組織犯罪対策部を、警備局に外事情報部を設置する等の改正を行うとともに、皇宮護衛官の職務に関する規定その他所要の規定を整備しようとするものであります。

本案は、去る三月十六日本委員会に付託され、翌十七日小野国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。同月十九日質疑を行い、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一六年三月一九日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 国民の立場に立ち、警察機構全般にわたり、国民の信頼を確保するため、組織、予 算等の在り方について不断の見直しに努めること。
- 二 国家公安委員会の管理の下、警察内部の会計処理全般について全国的・計画的に監査を実施し、その結果を国家公安委員会に報告するなど会計経理の一層の適正を期すること。
- 三 警察官が第一線で活動するための必要経費については、公的に十分確保できるよう にすること。
- 四 国家公安委員会は、その管理機能を更に充実し、会計処理についても積極的にその 役割を果たすこと。
- 三、参議院内閣委員長報告(平成一六年三月三一日)

簗瀬進君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査 の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、国の治安責任の明確化を図るため、国家公安委員会の所掌事務に犯罪の取締りのための情報技術解析に関する事務を追加するほか、警察運営の効率化を図るため、警察庁の組織について刑事局に組織犯罪対策部を、警備局に外事情報部を設置する等の改正を行うとともに、皇宮護衛官の職務に関する規定その他所要の規定を整備するものであります。

委員会におきましては、警察庁の組織改正の意義、地方自治の観点を踏まえた国と地方の警察機関の役割分担、国際テロ特別展開部隊の体制整備、国の治安責任の明確化の 理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

昨日、質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決 定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一六年三月三 日)

政府は、本法の施行に当たって、次の事項の実施に万全を期すべきである。

- 一、警察の体制を整備するに当たっては、都道府県警察を警察運営の基本としている現 行警察法の基本理念が損なわれることがないようにすること。
- 二、国際テロ情勢の緊迫化や犯罪情勢の深刻化に的確に対処し、治安回復のための基盤 整備を一層進めるなど、犯罪に強い社会の実現に向けた取組を推進していくこと。
- 三、警察運営の効率化を目的とした人員の運用を図るとともに、能力・実績に基づき適材を適所に配置すること。また、厳しい犯罪情勢に対峙し社会と国民の安全を守る強い使命感を持つ人材の確保を図り、職務に係る倫理と法令厳守の精神の向上に努めること。
- 四、北海道警察における不正経理を始めとする一連の警察不祥事は、警察の組織の運営 全般に関わる問題であるとの認識の下、国家公安委員会は、管理・指示権等を適切に 行使して事案の徹底解明を行い、予算執行の透明性と同種事案の再発の防止を確保し、 国民の信頼を回復するよう最大限の努力を払うこと。 右決議する。